

## 飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化により、離職や休業等を余儀なくされた市民の短期の雇用・就業機会を創出するため、これらの者を臨時的に雇用する事業主等（以下「事業主」という。）に対し、予算の範囲内で飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、飛驒市補助金交付規則（平成16年飛驒市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業所 市内に存在する事業所（日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）で公務に分類される事業所を除く。）をいう。
- (2) 離職者等 市内に住所を有する者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、離職又は休業並びに勤務時間の短縮、その他就業機会に制約を受けている者をいう。
- (3) 臨時的雇用 令和2年4月から9月までの間に、新たに離職者等を雇用することをいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる事業主は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に対象事業所を有する事業主又は市内に住所を有する個人経営の農林漁家であること。
- (2) 時給に相当する額が880円以上であって、週あたりの労働時間が10時間以上かつ雇用期間が1月以上の条件で離職者等を臨時的雇用し、適切な社会保険等の措置を講じていること。
- (3) 暴力団員その他反社会的勢力に該当しないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の場合において、離職者等が、複数の事業主から臨時的雇用されることを妨げない。ただし、事業主との労使契約において兼業等を禁止する旨が示されている場合は、この限りでない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、離職者等の労働時間数につき880円を乗じて得た額とする。ただし、日あたりの労働時間数は8時間を限度とする。

2 奨励金の交付対象となる雇用期間は、令和2年5月1日から令和3年3月末日までの範囲内とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 離職者等を臨時的雇用していることが証明できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の申請期限)

第6条 事業主が市長に対し奨励金の交付を申請できる期限は、臨時的雇用を開始した日の翌日から起算し、その後3月を経過する日までとする。

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金交付決定・不決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした事業主に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 奨励金は、市長が交付の決定をした日の属する月から交付するものとする。

2 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた日の属する月にあつては、飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金概算交付請求書(様式第3号)を当該月の末日までに、交付対象となる雇用期間の満了した日の属する月にあつては、飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金交付請求書(様式第4号)を当該月の翌月の10日までに、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(変更の申請)

第9条 交付決定者は、第5条の規定による申請に重要な変更を加えようとする場合は、飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（変更の決定）

第10条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金変更交付決定・不決定通知書（様式第6号）により、当該変更申請をした交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者又は当該交付決定者に臨時的雇用された離職者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 非行又は怠慢、その他の不適當な行為のあったとき。
- (3) 交付決定者又は離職者等が、心身の故障のため雇用又は労働を継続することができなくなったとき。
- (4) その他市長が決定の取消し又は返還が必要であると判断したとき。

（実績報告）

第12条 奨励金の交付を受けた者は、交付決定期間終了後30日以内に飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、随時雇用及び労働状況の報告を求めることができる。

（補則）

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の飛驒市緊急経済対策市民雇用奨励金交付要綱の規定により交付を決定した奨励金の取扱いについては、なお従前の例による。